

## 平成 28 年第 9 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 28 年 9 月 20 日、午後 2 時から市役所 6 階 601・602 会議室において、平成 28 年第 9 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野	好江
城所	正彦
保坂	律子
今泉	浩史
小島	文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	伊藤	徹男
教育指導担当部長	杉本	真紀子
教育総務課長	石田	昭男
学務課長	佐藤	篤太郎
指導課長	岸	知聡
生涯学習課長	関口	美鈴
体育課長	安藝	宏延
学校給食課長	榊原	美雪
図書館課長	稲田	基樹

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長	齋藤	晃二
教育総務課教育総務係	加藤	綾子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 18 号議案  
「平成 28 年度稲城市教育委員会職員の人事について」
- (5) 日程第 5 報告事項

委員 長 ただいまから、平成28年第9回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。  
それでは、日程第1、本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。  
前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、城所委員にお願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。  
教育長から、教育行政報告の申し出がございます。  
日程第3「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[ 教育行政報告 ]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について  
2 寄附について

学務課長 1 平成28年9月1日現在の児童・生徒数について  
2 第4回稲城市立学校給食第一調理場整備庁内検討委員会について  
3 第2回稲城市立学校適正学区等検討委員会について  
4 平成28年度 第2回東京都学事・保健・給食担当課長会について  
5 平成28年度 第1回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について  
6 毒劇物管理状況点検の実施について

指導課長 1 担当者事業について  
2 推進事業について  
3 研修事業について  
4 学校訪問事業について  
5 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育活動の振興について

- 2 芸術文化活動の振興について
- 3 成人式関係について
- 4 文化財の保護と普及について
- 5 生涯学習推進事業について
- 6 学校施設コミュニティ開放事業について
- 7 寄附について
- 8 放課後子ども教室参加状況について
- 9 公民館主催事業の実施状況について
- 10 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 11 平成28年8月 生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
  - 2 市立公園内運動施設管理運営について
  - 3 社会体育施設管理運営について
  - 4 学校開放事業について
  - 5 体力づくり運動推進事業について
  - 6 地域市民プール運営事業について
  - 7 市民体育大会関係について
  - 8 東京ヴェルディ支援推進事業について

- 学校給食課長
- 1 2学期学校給食開始について
  - 2 平成28年度 東京都栄養教諭研究会 夏季研修会について
  - 3 平成28年度学校給食パン講習会について
  - 4 学校給食野菜に関する圃場見学会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
  - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
  - 3 分館の主催事業について
  - 4 城山体験学習館の主な事業について
  - 5 地域との連携について
  - 6 学校との連携について
  - 7 視察について
  - 8 図書館の利用状況（平成28年8月）について

委員長 ありがとうございます。教育行政報告が終わりました。  
次に、日程第4、第18号議案「平成28年度稲城市教育委員会職員の人事について」を議題といたします。  
第18号議案につきましては、人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員 長      ご異議なしと認めます。よって第18号議案は、秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 ) ※関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第18号議案は秘密会)

---

秘密会議録は別紙

---

(これにて第18号議案の秘密会は終了)

( 暫時休憩 ) ※退席した職員と傍聴者が入室する。

委員 長      再開いたします。

これより、第18号議案「平成28年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。本案を議案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員 長      挙手全員であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5「報告事項」です。本日の報告は1件です。「稲城長峰スポーツ広場ネーミングライツパートナー公募」についてを、体育課長より説明をお願いいたします。体育課長。

体育課長      それでは、稲城長峰スポーツ広場ネーミングライツパートナー募集について、ご報告いたします。お手元にお配りしました、長峰スポーツ広場ネーミングライツパートナー募集要項に沿って、概要を説明いたします。

ネーミングライツパートナー募集要項の1番、募集の趣旨でございます。稲城市では、公共施設の知名度や集客力を向上させ、新たな財源確保を図るため、ネーミングライツパートナーを募集いたします。

2番の対象施設でございますが、稲城長峰スポーツ広場所在地につきましては、稲城市長峰三丁目10番地1でございます。

3番目のネーミングライツの範囲でございますが、稲城長峰スポーツ広場の名称に法人の名称、商品名等を入れ、施設の名称として使用します。公の施設であるため、市民に親しまれ、施設の設置目的にふさわしい名称といたします。施設の愛称を募集するものであり、条例で定めております正式名称の稲城長峰

スポーツ広場という名称は改正いたしません。新たな名称については、今後、稲城市のホームページなど、あらゆる場面で使用していく予定でございます。

4番目の名称変更に伴う役割と費用負担について記載しております。内容といたしましては、現在、設置しております敷地の内外の建物における看板・サイン表示の変更及び契約期間終了後の原状回復についての費用負担は、今回決まりますネーミングライツパートナーの負担とさせていただきます。

また、稲城市ホームページ及び市が作成いたします印刷物については稲城市、指定管理者が作成しておりますホームページ及びパンフレットなどの印刷物については指定管理者、応募に当たっての費用及び契約締結に係る費用負担についてはネーミングライツパートナーとしております。

5番の契約期間は、平成29年4月から4年以上を条件にしております。

次のページ、6番の愛称付与に関する条件について記載しております。主な内容といたしましては、稲城市民が親しみやすく、稲城市以外の地域を連想させるような愛称はつけられないということを条件にしております。

7番の応募資格については、ここに書いてありますように、ネーミングライツパートナーになることを希望する全ての法人又は団体としますが、政治的、宗教的なことを主たる目的とする法人、その他反社会的な団体や消費者金融を営む事業者については除外するというようにしております。

次のページは8番のとおり、応募から決定までのスケジュールと手続について記載させていただいております。

次のページ、9番の選定方法でございます。選定方法につきましては、稲城長峰スポーツ広場ネーミングライツの審査会において、応募書類から経営状況、法人の理念、愛称、金額、契約期間、その他稲城市、また稲城市民へのメリット等を総合的に勘案して優先交渉権を決定いたします。仮に応募者が1名でも、ネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか、審査をする予定です。

最後のページ、別紙に、今後の決定までのスケジュールについて記載しております。10月に稲城市議会福祉文教委員会に報告させていただきます。12月1日に、広報いなぎ及び市のホームページに掲載いたします。その日から12月7日まで、募集の書類の配布。12月7日から12月9日を、希望者の現地見学期間とさせていただきます。また、12月9日から12月12日を応募希望者からの質問受付期間。12月16日、質問の回答をさせていただく予定でございます。12月21日から22日の2日間で、応募書類の受付期間。年が明けまして29年の1月中旬までには、稲城長峰スポーツ広場ネーミングライツ審査会を開催して、ネーミングライツパートナーを決定したいと思っております。また、2月に審査会の結果を各応募者へ通知し、3月、ネーミングライツパートナーと協定締結、看板の書きかえ準備。4月にネーミングライツ開始で、営業いたします。告示、広報及びホームページでPRの予定でございます。

以上で、稲城長峰スポーツ広場ネーミングライツパートナーの募集について、報告を終わります。

委員長 はい。ありがとうございました。以上で、報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。はい、どうぞ、城所委員。

城所委員 今までのネーミングライツのイメージでいくと、法人名を使ったりブランド名を使ったりするというのが一般的なんですけど、この愛称付与に関する条件を見ると、一番上に市民が親しみやすい愛称で、施設の設置目的をイメージできるものとなっていますけど、その辺は、どうお考えなんですか。

委員長 体育課長。

体育課長 広場、グラウンドなので、そういうイメージで持ってくるんじゃないかと私も想像はしています。

城所委員 例えば、今、指定管理者がやっている東京ヴェルディとかオーエンスとかいったものが、その名前として来て、長峰総合スポーツセンターみたいなイメージなんでしょうかね。

委員長 体育課長。

体育課長 今、指定管理者も希望はしているみたいですけど、公募という形でやらせていただいているので、必ずしも指定管理者かどうか決まっていらないんですが、イメージ的にはそういうふうになるのかなというのは個人的にはあります。

城所委員 わかりました。

委員長 ほかにはどうですか。どうぞ、保坂委員。

保坂委員 募集スケジュールについての確認で、質問の受け付けが12月9日金曜日から12月12日月曜日、受け付けの方法は電子メールということになっているんですけども、この4日間のうち2日間土日が含まれてしまっているというのは、処理上、特に問題はないんでしょうか。

委員長 体育課長。

体育課長 相手先もあることですが、電子メールなので特に問題はないと判断しています。

保坂委員 わかりました。私がちょっと心配したのは、質問受付が12日の5時に終わって、回答までには4日間日にちがあるんですけども、質問者のほうが、実際

には土日に休日出勤しない限り金曜日まで現地を見て、金曜日か月曜日か、その2日間の間に質問するということだろうと思いましたが、週末2日挟むのが、問題がなければ全くいいんですけど、平日がもう少し増えなくても構わないでしょうか。

委員 長 体育課長。

体育課長 前例踏襲ですが、見に行かれるところは見に行った後に、土日で何か考えられて、それで月曜日に申してくれというパターンがあるようなので、その位置づけでやらせてもらえれば。

保坂委員 ありがとうございます。

委員 長 土日を利用するということだそうです。はい、ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。今泉委員。

今泉委員 9番の選定方法ですけれども、ネーミングライツ審査会というのは、どのような人で審査を行っていくのでしょうか。

委員 長 体育課長。

体育課長 今、調整中なんですけど、健康プラザのオーエンスさんのように、副市長と市の内部、管理職、総務部長、企画部長、教育部長、あと契約の課長と私で検討しようと思っております。

委員 長 はい、どうぞ、今泉委員。

今泉委員 そうすると、特に一般市民の方は入らないということによろしいでしょうか。

委員 長 はい、体育課長。

体育課長 今のところは考えておりません。

今泉委員 はい、わかりました。

委員 長 はい、どうぞ、城所委員。

城所委員 その選定方法というのは、基本的には総合的な判断になるかと思うんですけど、金額もかなり大きな問題ではないかなと。その選定基準の中では、金額

という部分はどの辺の順位づけで考えてらっしゃいますか。

委員長 はい、体育課長。

体育課長 近隣の施設等を見ると、最低金額を決めて公募したところもあるようですが、そうするとその金額に達しないところもあったようなので、今回は、場所がそんなに目立つところじゃないので、最低金額の設定という予定はないです。

オーエンス健康プラザは1年間で120万円ということで、それよりも高いということはないと思うので、大体50万円前後を想定しているところです。

城所委員 わかりました。

委員長 50万だそうです。ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

今泉委員 ネーミングライツが決まったら、何か式典みたいなものやるんですか。

委員長 体育課長。

体育課長 特にまだそこまで考えてないので、決まりましたら、いろいろ業者と考えていきたいと思います。

委員長 はい、どうぞ。今泉委員

今泉委員 せっかくなので、ぜひやっていただいたほうが。目立たない場所が目立つかと思うので、ご検討いただければと思います。

委員長 皆さんにアピールする意味でもということですね。ほかにはいかがでしょうか。いろいろとご質問等が出ましたけれど、よろしいですか。

それでは、以上で質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

(午後2時43分閉会)